

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を することができる場合</p>	<p>今回の契約が左記に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給する ことができないものを調達する とき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、発注者支援として令和 4 年 9 月に被災した道路の 復旧に係る、トンネル工事の設計書作成を行うものである。 積算業務は、機密性の高い岐阜県設計積算プログラムを用い て行うものであり、業務委託先には、岐阜県設計積算プログラ ムの使用を認められているとともに、秘密保持及び中立性の確 保が必要とされる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(公財) 岐阜県建設研究センターは、岐阜県建設積算システム 提供規程により岐阜県設計積算プログラムの使用を認められ た団体である。 また、品確法に基づき、国土交通省中部地方整備局と東海 4 県 3 政令市で構成する「品質確保に関する推進協議会」におい て、県内で唯一「公共工事発注者支援機関 (土木・建築)」の 認定を受けている団体である。</p> <p>以上により、(公財) 岐阜県建設研究センターと随意契約し たい。</p>